

教育委員会議会議録〔詳細〕は、市役所1号館2階の市政資料室で公開しています。

.....

## 佐倉市教育委員会会議録〔会議概要〕

令和5年10月教育委員会会議：定例会

期 日 令和5年10月18日（水）開会 午後2時00分  
閉会 午後3時22分

会 場 社会福祉センター3階中会議室

出席委員 圓城寺一雄 教育長 吉村真理子 教育長職務代理者  
菅谷 義範 委員 熊倉 夏子 委員  
柴内 靖 委員

傍聴者 3名

出席職員 教 育 長 圓城寺 一雄(再掲) 教育部参事(指導課長事務取扱) 榎本 泰之  
教育総務課長 菊間 明美 教育センター所長 松原 和弘  
社会教育課長 舎人 樹央 文 化 課 長 猪股 佳二  
学 務 課 主 幹 小林 克也 行政管理課事務管理班長 小出 真靖  
教育総務課企画財務班長 平野 昌彦  
事 務 局 教育総務課教育総務班長 千々岩和代 教育総務課教育総務班 實川 和博

### 〈 会議概要 〉

- 1 教育長開会宣言
- 2 議席の指定・柴内委員挨拶
- 3 報告事項

#### ① 教育長より2件報告

9月22日開催の校長会議、9月27日開催の教頭会議の2件について報告する。

校長会議では3点について話をした。1点目、全職員で子どもを守り育てる体制づくりについて、再度確認をお願いした。夏休み明けに不安定になる子どももあり、周囲の大人へSOSの出しやすい環境づくりや言葉にならないサインである体調不良、情緒不安定等に担任だけでなく、副担任を含めた

学年職員の協力体制で臨む指導体制の確立をお願いした。

2点目、次年度の学校経営について考える時期を迎え、特に佐倉型カリキュラム、教育課程の検討については、なぜ検討するのか、なぜ実施するのかということについて全職員で共通理解を図った上で進めてほしいということ。私としては、教職員の健康、質の高い授業展開のための先生方のゆとりの確保、人材確保のためのワーク・ライフ・バランスの確立が重要と考えていると伝えた。

3点目、不祥事根絶について。いま一度、先生と呼ばれるにふさわしい行動が取れているか、自らの仕事に対する誇りが不祥事を防ぐことにつながるということ話を話した。

次に、教頭会議について、基本的に同様の話をした。1点目の全職員で子どもを守り育てる体制づくりについては、気づきと声かけで守れる命があるということ。変化に気づく、じっくり耳を傾ける。支援先につなげる。温かく見守るという環境づくりに努めるよう話した。

2点目、次年度の学校経営を考える時期を迎え、何をやるのか、どのように進めるのかということは大事だが、その前になぜやるのか。なぜの部分がじっくりこないと、腹落ちしないし、エンジンがかからない。なぜ教育課程の変更を検討するのか、なぜ働き方改革なのか、単なる時短ではないということ伝えた。

3点目、管理職として教職員を見る目を養うことについて。人を見る目とは、対象者の本質を見抜くということであるが、容易なことではない。見る者の価値観や選好に依存せざるを得ない面があり、自分は見たいものを見ているという自覚が必要だということ。不祥事防止の観点から、自分の仕事に誇りを持てるよう職員を指導する上で、管理職は人を見ることに省察的、自覚的に向き合う必要がある。このような視点を持つことは重要であるということ伝えた。

## ② 令和5年8月市議会定例会について【教育総務課長】

資料1 ページ、令和5年8月定例会佐倉市議会議決結果一覧である。8月市議会定例会は、8月28日（月）から9月26日（火）までの30日間を会期として行われた。

初めに、教育委員会に関連する議案等について報告する。議案については、議案第1号が賛成多数により認定、議案第10号は賛成全員により原案どおり可決、議案第23号は賛成全員により同意となった。

続いて、発議案第2号については、賛成多数により原案のとおり可決された。この可決に伴い、議案第16号については、同一案件のため一時不再議の原則に基づき、議決不要となっている。

次に、発議案第7号については反対多数により否決、陳情第5号については反対多数により不採択となっている。

続いて、一般質問について報告する。答弁記録の1ページ、教育委員会関係の質問については、10名の議員からあった。質問及び答弁の概要については、9ページから38ページまでとなる。主な内容としては、夢咲くら館に関

すること、フリースクール、GIGAスクール構想に関する事など、多岐にわたる質問があった。

③ 情報公開について【教育総務課長】

佐倉市教育委員会における佐倉市情報公開条例施行規則第4条及び佐倉市教育委員会における個人情報の保護に関する事務処理規則第4条では、開示請求に関して所属長において専決、開示した場合は、教育委員会会議に報告する旨が規定されている。今回は令和5年4月から9月までの状況について報告する。

資料にあるとおり、請求内容の全部を開示する全部開示が全体で16件、請求内容の一部を開示する部分開示が8件、開示をしない不開示が9件となっている。

部分開示の理由としては、主に個人や法人の情報に関わる部分を除いて開示している。また、不開示の理由としては、文書不存在となっている。

なお、個人情報の開示請求については、請求がなかったため、併せて報告をさせていただく。

④ 全国学力・学習状況調査について【教育センター所長】

小学校6年生、中学校3年生を対象に実施されている全国学力・学習状況調査について、結果については既に各校に送付されており、それぞれの学校の詳細なデータを基に分析がなされているところである。今回は、佐倉市全体の結果について、まとめたものを報告させていただく。

小学校では、全体的に県、国の平均と同等の結果を得ている。課題となっている書くことや記述式の問題については、例年正答率が低い傾向にあり、自分の言葉でまとめを書くこと、友達同士で助言をし合い、思考を深める場面を多く持つていくことが今後の指導の課題となっている。

中学校では、各教科とも県平均、全国平均を若干下回る結果となった。例年は、県、全国と同等の正答率となっていることから、今年度特有の結果と言える。問題によっては平均を上回る結果のものもあったが、課題も多く見られた。中学校においても考えを広げたり、考察をしたりする分野の課題が多かったことから、仲間と話し合いの場面を多く持つたり、タブレットを効果的に使うなど、子どもたちが思考したり、自発的に学習に向かえる工夫をしていくことが重要だと考えている。詳細については資料をご確認いただきたい。

⑤ いじめの件数について【指導課長】

9月末日までのいじめの状況について、認知件数が小学校で198件、中学校で144件、合わせて342件の報告を受けている。今月9月に新たに認知された件数は、57件である。今後も学校支援アドバイザーとの連携を図るとともに、きめ細やかに子どもたちの状況把握に努め、子どもたちがいつでも、誰にでも相談しやすい環境を整えながら、いじめの早期発見、即日対応に努めていく。

⑥ 感染状況について【指導課長】

9月12日から10月16日までの感染症の状況について報告する。インフルエンザ884名、新型コロナウイルス感染症269名、溶連菌感染症13名、水痘9名、咽頭結膜熱4名、流行性耳下腺炎3名、流行性角結膜炎1名、感染性胃腸炎1名、百日咳1名である。

新型コロナウイルス、インフルエンザの流行に伴い、新型コロナウイルス感染症による学校閉鎖が1校、学級閉鎖2学級。9月の4週目以降、インフルエンザによる閉鎖が急増し、学年閉鎖7学年、学級閉鎖が28学級となっている。また、胃腸炎症状による閉鎖が1学級あった。

《委員から報告》

感染症の追加の報告をする。今お話のようにインフルエンザがかなり増えており、先週、第41週、印旛市郡医師会内の定点当たり23.1、総数が555件。それから、新型コロナウイルス感染症が定点当たり4.75、総数が114件。大体5倍ぐらいインフルエンザが多いということである。これは、第38週と39週の間で逆転している。インフルエンザが第38週のとときに定点当たり16.46、新型コロナウイルス感染症が18.58。この時点では、まだ新型コロナウイルス感染症の方が多かった。第39週、インフルエンザの定点当たりが20.96、新型コロナウイルス感染症が16.42なので、ここで逆転した。この後、第40週で一回インフルエンザが少し減少して、定点当たり14.29。このまま少し減少に向かうのかなと思ったら、先週の第41週で定点当たり23.1。また少し増えてきたということである。新型コロナウイルス感染症については、ずっと減少傾向である。

それから、目立つのは感染性胃腸炎で、先週、第41週、総数95件、定点当たり5.94。第39週で定点当たり7.69、総数123件だったので、これも減っていることは減っている。これから寒くなるので、これ以上増えないとは思いますが、何とも言えない。

今インフルエンザの予防接種の期間なので、今から打っていただいて。これから先、どのくらい増えていくか分からないので。流行期がずっと続く可能性があるので、なるべく早くインフルエンザのワクチン打たれたほうがいいのかと思う。

それから、新型コロナウイルス感染症のほうは、今XBB株という新しい株になっているが、これは主に高齢者、それから基礎疾患のある方が中心である。やはり児童生徒の接種が少ないので、この辺はどうするか何とも言えない。このまま減少傾向が続いていけば、予防接種については各保護者の判断ということになると思うが、今の時点ではインフルエンザの対策を取っていただくと。これは、ずっと慣れていると思うので、うがい、手洗い、それからマスクの着用、あとは過労に注意とか、しっかり睡眠を取るとか、そういうことで防いでいただきたい。

#### 4 議決事項

議案第1号 佐倉市組織編制見直しに係る事務の一部市長部局化について  
教育総務課長より上程議案の説明

内容：本議案について、9月定例教育委員会会議においてご協議をいただいたところだが、改めて説明させていただく。

資料1ページ、第5次佐倉市総合計画において、佐倉市では基本方針の中の「地域の資源を活かした活力と賑わいのあるまち」を目指し、市内に多数ある様々な時代の文化財の保存と活用を通じて、まち全体を元気にし、笑顔輝き、活力とにぎわいのある市をつくり上げる施策を、教育委員会は市長部局と協議を行いながら実施している。

本市では、旧佐倉城の城下町エリアを中心として、市内全域に文化財、伝統行事等が豊富に存在しており、教育委員会の文化部署では、これまでも魅力推進課と連携を図りながら事業展開を行ってきたが、活用の機会が不足している状況となっている。

また、高齢化及び少子化の進展により、これまで受け継がれてきた文化財の存続が危ぶまれる状況にあり、文化の継承の担い手となる文化振興に関する団体の活動量の低下も懸念されている。

本市においても、本市の魅力を市内外に広く発信し、定住人口の維持並びに交流人口及び関係人口の増加に資する施策を積極的に実施することが求められているが、本市の魅力の一つである豊富な文化財等を将来に継承していくため、教育委員会においても本市の施策との一体性を保ちながら、より実施しやすい組織体制を整備することが必要となってきた。

その対応方針として、教育委員会教育部文化課並びに佐倉市立美術館及び佐倉市民音楽ホールを市長部局に移管しようとするものである。文化芸術に関する事業を地域活性化の様々な施策と連携させることで、新たな社会的、経済的価値の創出が期待できる。また、文化財保存活用地域計画において定められた実施計画に沿った事業を市長部局として一体となった体制で実施することによって文化財の保存及び活用並びに文化の振興のさらなる推進を図ろうとするものである。

#### 《議決事項についての質疑概要》

##### 【委員1名より】

文化は独立性の高いものである。ほかから左右されないで、それぞれそれなりの実績を上げて、保存にしてもそう、推進にしてもそうということが文化の特徴だと考えている。今いろいろ背景を挙げられたが、これは文化というよりも、状況がうまく運ぶようにというような文章だと見受けられる。市長部局と一緒にになると、それだけ文化の振興に役立つかどうかというのは非常に危うい。経済が優先してしまうというおそれがある。やはり経済から文化が独立しておかないと文化の継承もできなくなるというふうに考える。それで、少子化の進展とか、受け継がれてきた文化財の存続が危ぶまれるということは、むしろ文化課で独自にやっていったほうがいい場合もある。振興のために部局を移すということについては、やは

り経済を優先するという面が非常に強くなる可能性もあるので。それで、市の施策と一体性を保つということであれば、文化課と市長部局が特に連携を取っていったほうがいだろう。

政策内容であるが、新たな社会的、経済的価値の創出が期待できるということだが、これは社会的、経済的価値ということは、やっぱり文化が発展しておかないといけない。まず、基本的にはそっちが基本になる。社会的価値は、当然文化が高まれば社会的価値は高まっていくけれども。経済的価値というのは、やはりこれも同じように文化の継承、発展があれば高まるはず。基本的には。そういう意味では市長部局に移すということについては、賛成しかねる。予算が市長部局に行ったらつく可能性があるということだが、それだったら教育委員会のほうで文化課の予算をもっと獲得していったらいい話で、あまり説得力がないかなと思っている。

私としては、こういう背景だけから考えると、文化課が市長部局に行くのは反対をさせていただく。

#### 【教育総務課長】

現時点で、今ある文化課の業務、組織が市長部局のほうにスライドする想定でいる。文化課がシティプロモーション部門と一緒にすることで、シティプロモーションや情報発信、それから文化の活用、そういったところを充実していく。文化財活用計画にもあったが、佐倉の歴史や文化資産について、まずは広く知っていただいて、意識の醸成、ひいては文化を守るといふところにつながっていければと期待している。

文化というところは、歴史や文化資産の活用ともう一つ、文化財の保存、これら2つ合わせて両輪である。市長部局のほうに移るとしても、文化財の保存については、例えば文化財審議会というのも引き続き置いて、文化の保存や活用に関する調査とか審議というのを行っていきながら、これまでと変わらず文化財の保存にも努めていこうとするものである。

また、これまで学校と連携して、美術館や音楽ホールの施設の貸出し、事業展開、出前講座など、そういったものを学校に出向いて行っているところであり、こういった部門においても、これまでと変わらず続けていこうとしている。

#### 【委員1名より】

今までと変わらないのは当然のことで、これを下げてはいけない。本来は、予算を取って、文化自体をもっと高めていくことのほうが大事だと考える。いろいろ考え方がるので、どちらとも言えないが。シティプロモーションのほうがちらに寄ってきたらいいだろうと。それで、教育委員会って独立組織という考えがあるから、文化を守る意味では教育委員会に置いておいたほうが、独立性が保たれるのではないかと。市長部局へ入ってしまえば、当然その活性とか活用に重点を置かれる可能性がある。

それから、予算と人員がそっくりそのままいくのだったら人員は変わらないわけで。市長部局が人員を増やしてくれるという話はあるかどうか。専門性が高いものを急に人員を増やすということもできないだろうと。そういうことも考える。

**【教育総務課長】**

人員や予算の部分について、教育委員会にいたときも同じだが、文化部門をしっかりと守って、さらに必要な人員は配置していただけるよう、そこは努めていきたい。

**【文化課長】**

特に文化財行政に限ったことでいえば、平成 25 年の 12 月 13 日に今後の文化財保護行政の在り方について、国の文化審議会の文化財分科会の企画調査会で指針を示しており、文化財保護部門を移管するに当たって、4 つの条件というものを提示している。その中で専門性、委員がご心配されていた、その専門的・技術的判断の確保、それが条件である。それから、政治的中立性、継続性と安定性の確保。それと、開発行為。また、学校教育、社会教育との連携。この 4 つを確実に行うことが条件になっているので、ご心配されたことは、全てこの国の審議会の条件に出ている。これをクリアする前提で今回組織の改編を行うこととなっている。

**【委員 1 名より】**

4 つの指針、1 番、2 番、4 番はそのとおりであるが、問題は 3 番の開発行為。市長部局に入るということは、開発行為の部分が強くなる可能性がある。その辺のチェックはどうなるのか。

**【文化課長】**

これまでも今後も、様々な開発行為や中高層建物の事前協議、それから残土の埋立てなど、そういったものの協議に文化課入っているのも、それらは継続されていく。文化財保護法、県の条例、市の条例、これらに基づいて判断していくことに変わりない。これは、文化財に限らずとも、環境とか様々な部門ともそれぞれの基準で行うので、教育委員会においても、市長部局に移っても全く変わるところではない。

**【委員 1 名より】**

文化に対しての発言力について、どうなのか。しっかり、その辺は意見を言える立場になるわけか。

**【文化課長】**

現在も、もちろん事前協議等で文化課として意見を述べている。それは今後も全く変わるところではない。民間開発であっても、公共開発であっても、様々な法律、条例、基準に基づいて判断し、文化財の内容と照らして対応していく。

**【委員 1 名より】**

そのとおりなのだが、それが果たして守られるかどうか。今、ほかの部局よりは独立してやっている。それが市長部局へ行くと、今まで発言できていたのが弱くなるとか。そういうことを心配している。今の状態でできるのだったら、教育委員会にそのまま置いておいたらいいだろうと。

繰り返しになるが、予算とか人員が足りなかったら、市の予算から入れてもらったらいいし。なぜ移らなければいけないかって背景は活用なので、文化財を活用するというのが一番大事である。それであれば、教育委員会の中で、活用を積極的に進めていったらいいだろうと。根本的な文化と

いうのはどういうものかということから、考えてもらいたい。そういう趣旨である。

**【行政管理課事務管理班長】**

市長部局で組織の担当をしている。今回文化関係の教育委員会所管のものを市長部局に移管するということは、市長部局と教育委員会とが協力していればとの考えからである。佐倉市の総合計画の中で、歴史文化については重要施策として判断しており、佐倉の魅力を高める文化財という形で、市長部局が一括で見たほうが政策をうまく回せるのではないかと昨年度から検討を進めてきた。

委員がおっしゃるように、独立性というところで、教育委員会で行ったほうがよいのではないかという意見も確かにあるのだが、佐倉市の魅力を高めていく中で、文化を保存しながら、それをいかに佐倉市の魅力として活用していけるのか。そこをもう少し注力できるようにしていければというふうに考えている。

**【委員1名より】**

魅力を高める、文化を活用する、その辺は全く異存がない。その方法論である。この話は以前からあった話なのか。

**【行政管理課事務管理班長】**

総合計画の中で実施計画というものがある。総合計画第3章の中で、文化と観光をセットで捉えており、実施計画の中で文化財の積極的な保存と活用を実施していくとうたっている。平成25年に法改正が行われて、文化行政が市長部局のほうで事務を執行することが可能になったところから、いわゆる担当レベルでの打合せというのは進めてきた。

**【委員1名より】**

歴史あるまち佐倉の魅力を子どもの頃から深く知っていこうということで、佐倉学を長年取り組んでいる。佐倉学は、その文化、教育というところと、非常に佐倉に根づいて小中学校でしっかりと学んでこられた。担当部局が変わっても、この佐倉学の中に当然その文化というところ、たくさん含まれていると思うが、その辺りを今後どうされるのか。連携というところがどのように進められていくか。

**【文化課長】**

こういった教育普及に限らず、保存や調査もろもろ含めて、今教育委員会でもご審議いただいた佐倉市文化財保存活用地域計画。12月に文化庁の認定を受ける予定になっているが、今後8年間について、その文化財保護についてそこで規定されている。その中でも教育普及については、もちろん今後の在り方について規定しており、佐倉学については全体的な所管は社会教育課なのだが、例えば文化課が教育委員会から市長部局に移ったとしても、学校や生涯学習、社会教育との連携は変わることが全くない。様々な調査で得られた知見や資料等もちろん提供する。条例でも規定されていた武家屋敷等の優遇措置、入館料の免除だとか、これは音楽ホールや美術館も同じなのだが、そういったものについても、一切変わることなく継続していく。



### 【社会教育課長】

佐倉学について、事務局は社会教育課、学校教育は指導課等が担っているところである。佐倉学には4つのテーマがあり、歴史、自然、文化、人物というところ。特に自然については現在も市長部局と連携していて、市全体で行っているところなので、その流れは変わらないようにしたい。当初の目標である、佐倉市を知ってもらい魅力を高めるといふことと併せて、佐倉学も知ってもらいたいという考え方は変わっていない。文化課が教育委員会にあるなしということではなく、高める努力をしてまいりたい。

### 【文化課長】

今、学校や武家屋敷等を見学いただいたり、いろいろ使っていただいたりしているところであるが、そういったことについて、例えば校長会議、教頭会議、今後も文化課長が出席して、文化財施設や学校への講師の派遣、時間をいただいて説明していこうと考えている。また、こういった教育委員会の中で佐倉学とか、何かお尋ねのことがあれば、文化課長が出席して説明することも可能である。

### 【委員1名より】

今、佐倉学の話が出て、学校現場の中でも本来佐倉の文化を伝えていきたいという形で、学校教育の充実が行われている。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で、教育委員会の職務権限の中に社会教育、文化財関係、あるいはスポーツに関すること。全部をあえて外に出しているという部分、その意味合いというのは、やはり文化を発展させたり、子どもたちの教育の発展のためにという部分が非常に強く出ている。

今回はその関係で、職務権限特例を使って変更しようという、その趣旨は重々分かるのだが、委員の話を聞いている中で、市長に権限を移すことによって本当に文化発展がより発展的に動くのか。経済的な面も含めて、事務権限だったり、そういう側面で動いたりしないかという部分が危惧される部分ではないかなと思う。

そういう意味では、やはり権限を移す上で、円滑なやり方であったり、あるいはその趣旨を考えていかないと。単純に手続上の事務が動くだけの話ではないという点を考えていただくことが重要なのかなと。その辺も含めて、より深めてもらったほうがいいかなと感じる。

これは、文化行政だけの話ではないということでもいいのか。

### 【文化課長】

文化振興と文化財保護になる。千葉県では既にもう10年以上前、文化振興が知事部局に移っている。今年度の4月に博物館、美術館とそれに関係する文化財課にあった学芸振興室が知事部局に移った。それで、佐倉市の場合は、文化振興と文化財を動かそうという。文化振興に限って言うと、例えば千葉市では、美術館は開館当初から市長部局でやっており、文化振興については、市長部局や知事部局に移っている事例は他市でもかなり出てきている。

【委員1名より】

市長部局に動くことによって、例えば予算が多く取れて充実が図れるとか、こういう効果性を考えてという話になるのか。

【文化課長】

予算については、ここに企画部門や財政部門がないので、はっきりしたことは言えないが、シティプロモーション的な見方から、より活発な事業展開ができる可能性は出てくる。

【委員1名より】

以前、文化財保護の指導員やっていたことがあり、文化行政はお金がかかると。今の状態で財政的な支援を拡大してもらえるのであれば、それにこしたことはないと思うのだが。そういう部分も含めて、やはり市長部局のほうへ業務を移していくほうが効果的だという考えでよいか。

【文化課長】

教育委員会では、もちろん学校教育という大きな仕事がある。明日を担う子どもたちの教育。そういった中で、社会教育、生涯学習、文化財、また振興などの仕事をしているので、市長部局に移ることによって、また予算の見方については、もちろん変わってくるものと期待している。

【委員1名より】

私は保護者として、子どもたちが学校教育の中で佐倉学というのを学んで、子どもたちが本当に佐倉の文化、歴史が大好きという形で成長していると考えている。市長部局に文化の関係が移って、たくさんの方にもっと知っていただく、佐倉の文化を広めていくというところでは、とてもいいことだと思うのだが。その佐倉学を勉強してきた子どもたちが大人になったときに、佐倉のそういう文化教育というところに興味を持って成長したとして、文化自体が教育委員会の所管になく、市長部局にあったとすると、やはりそういった文化、歴史というのは、教育をつかさどっているところにあったほうが、今の佐倉学からすると、素直かなというのが正直なところ。

ただ、たくさんの方に佐倉を知っていただくというところでは、当然その子どもたちが育って、佐倉をもっとPRできるようにというところで、予算の面も含め、市長部局のほうに移すということは、もちろんメリットがたくさんあってのことだと思う。ただ、佐倉学、今までとてもいいなと思っているので、当然、今後も続いてほしいし、そこからたくさん子どもたちに佐倉をもっと、大人になったときにPRできるようになってほしいという願いもある。

【教育長】

今委員が疑問に思ったことは、事務局での打合せでも私が確認をさせていただいた。学校教育において、何ら変わることはないよね、変えてはいけないよねというようなところは確認をしたところである。

《議決結果》

可決

議案第 2 号 佐倉市立佐倉図書館等新町活性化複合施設駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

社会教育課長より上程議案の説明

内容：資料 1 ページ、条例の一部改正案である。新町活性化複合施設駐車場の第二駐車場ということで名称と住所を追記している。また、附則の欄に施行日である令和 6 年 2 月 29 日を記載している。この施行日について、現在その工事のスケジュールを調整しており、その後工事が開始される場所である。昨今の人件費の高騰や人材不足、また材料の高騰等を踏まえた上で現在調整を行っているところであり、場合によっては、この施行日が前後することが想定される。そのため、本日から佐倉市議会 11 月定例会に議案を上程するまでに、もし施行日が変更となった場合については変更で提出させていただき、来月以降の教育委員会議において、改めて報告をさせていただく。

続いて資料 2 ページは新旧対照表、3 ページは現在の条例となる。

今後の予定について、本日議案として提出し、議決をいただいた上で、佐倉市議会 11 月定例会に議案を上程する予定である。

議案の説明は以上であるが、利用状況について少し説明させていただく。佐倉市立佐倉図書館等新町活性化複合施設「夢咲くら館」は、令和 5 年 3 月 4 日に開館してから大変多くの方々に利用いただいている。入館者数については、開館から 1 年間の利用を 15 万人と見込んでおったところ、このお祭りの土曜日に 15 万人を超えた。駐車場については、55 台を用意しているところであるが、イベントの開催や美術館の展覧会等によって満車となる日が大変多くなっている状況で、1 日平均にすると約 250 台の利用がある。

これは当初から予定されていたことであるので、旧佐倉図書館跡地を 2 月 29 日に 25 台分の夢咲くら館第二駐車場として運用を開始する。なお、第二駐車場についても、現在と同じようにチケットを発行することはせず、センサーで入庫時間、出庫時間が認識され、金額等が表示される仕組みとなっている。

また、その条例に書いてある 3 時間というところを少しお話する。時間別の利用状況というところで、96%から 99%ぐらいが 3 時間以内の利用ということになっている。また、3 時間以上の利用であっても、午前 8 時半から午後 8 時半までの入庫であれば、図書館、美術館において QR コードを発行していただき、それを精算機に認識させることで無料になっている状況である。これらのことから、最初に立てたこの事業の効果、当初の目的、施設の利用者、商店街等の利用者以外の方の無断駐車等を減少し、またはなくし、本来駐車が必要な方が止められるようにするという面では適正な駐車場利用がされていると考えている。

《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

これは24時間使えるのか。それとも途中で閉めるのか。

【社会教育課長】

24時間開いているが、追加の話しをすると、8時半から8時半の間に入庫した場合は3時間無料であるが、夜の8時半以降、朝の8時半までに入った場合は、最初のサービスタイムを除いては有料という形になる。

【委員1名より】

今この方式大分増えてきているが、駐車料金の未払いなどはあるのか。

【社会教育課長】

ある業者がホームページで公開しているところが、約0.5%程度は未払いがあるでしょう。台数でいうと1日1台あるかないか。ただ、その対策として、次にその方が駐車して精算手続をすると、この前払っていませんよというメッセージが出ることで、払っているケースもある。一概に台数が何台というふうに言うのが難しいところではあるが、今各地区で多くなっている事例からいうと、未払いはほとんどないというのが現状である。ただ、市の財産を使っているところなので、もちろんゼロ%を目指すということは今後も行っていく。

【委員1名より】

第二駐車場も同じ料金なのか。

【社会教育課長】

この条例に沿っているので、同じ料金である。

【委員1名より】

少し不便なので値段を下げるとか、そういうことはないのか。

【社会教育課長】

最初の料金設定の際、やはり近隣の駐車料金を確認してこの料金とさせていただいた。うちが料金を下げると、近隣を圧迫してしまうので、今の料金体制でいいのではと考えている。

《議決結果》

可決

【追加の議決事項】

議案第3号 佐倉市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定  
について

教育総務課長より上程議案の説明

内容：本議案については、先ほど議案第1号「佐倉市組織編制見直しに係る事務の一部市長部局化について」が可決されたことを受け、事務を市長部局に移管するため条例を制定しようとするものである。

資料1 ページ、第1条、本条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、市長が教育に関する事務を管理、執行するに当たり必要な事項を定めるものである。

第2条、市長が管理、執行することとなる事務については、

- (1) 佐倉市立美術館の設置、管理及び廃止に関すること
- (2) スポーツに関すること
- (3) 文化に関すること
- (4) 文化財の保護に関すること

である。

施行期日、本条例は、令和6年4月1日から施行する。

続いて資料23 ページ、例規制定概要書である。1、対象例規と制定改廃の別であるが、先ほど説明をした(1)の条例の制定に加えて、(2)から(9)については、関連条例の用語を整理するための改正である。主な内容としては、「教育委員会」という文言を「市長」に、「教育委員会規則」という文言を「規則」にそれぞれ改める。詳細は、資料6 ページからの新旧対照表に記載している。

資料25 ページ以降は、関係法令を添付した。

《議決事項についての質疑概要》

質疑なし

《議決結果》

可決

5 教育長閉会宣言